

審査基準

I 審査方法

審査は、「令和4年度日本文化のグローバル展開の推進に資する「新たな価値」の発信に係る準備事業」の企画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、書類選考を実施する。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員会委員は、IVに示す評価項目ごとに、評価基準に基づき点数化したものがその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

予算規模の範囲内において、評価点が最も高いものを採択案件に決定する。得点合計が最も高い者が複数ある場合は、審査委員会の総意により、具体的な事由をもって、そのうちの一を採択案件に決定する。

ただし、評価点（全審査員の得点合計の平均）が80点を下回る場合は採択しない。なお、企画審査委員会は非公開とする。

IV 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする（3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価については別途記載）。

[評価基準]

評価項目 1 事業計画に関する評価

25点・・・特に優れている	10点・・・やや劣っている
20点・・・優れている	5点・・・劣っている
15点・・・普通	

評価項目 2 事業主体に関する評価

20点・・・特に優れている	8点・・・やや劣っている
16点・・・優れている	4点・・・劣っている
12点・・・普通	

[評価項目]

1 事業計画に関する評価

- ① 企画提案書に記載された事業計画の内容が、本事業の趣旨・目的に沿ったものであること。
- ② 事業計画の内容が具体的であり、かつ、計画性および実現性を有していること。
- ③ 方向性や考え方が明確なコンセプトの素案が示されており、基本的なコンセプトの作成に向けて具体的な成果が期待できること。
- ④ 事業計画の支出及び収入等、経費予定額の積算が適切であること。

2 事業主体に関する評価

- ① 企画提案書に記載された内容を実施可能な組織体制を具体的に有していること。
- ② メディアアートやポップカルチャー（ファッションやマンガ、アニメ、ゲーム等）を中心に、西洋美術史とは異なる文脈から、「新たな価値」を形成し、世界に向けて発信していくために必要な、アーティストやキュレーター、その他のアート関係者との国内外（特にアジア）のネットワークを有している、又は有している者がいること。
- ③ 西洋美術史とは異なる文脈に基づくメディアアートやポップカルチャー（ファッションやマンガ、アニメ、ゲーム等）の現状（特にアジア）に係る知見を有している、又は有している者がいること。
- ④ アートに係る展示・展覧会等のプログラムを組織した実績を有している、又は有した者がいること。
- ⑤ 業務及び経理処理の適切な管理と遂行ができる組織体制を有していること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等または内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

※ 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍促進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝4点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝6点
- ・認定段階3＝8点
- ・プラチナえるぼし認定＝12点
- ・行動計画策定済（女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定

（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正す

る省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝4点

- ・トライくるみん認定＝6点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝6点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝6点
- ・プラチナくるみん認定＝12点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝8点

○上記に該当する認定等を有しない場合＝0点